

2021年5月21日

各 位

会社名 株式会社A D E K A
代表者名 代表取締役社長 城詰 秀尊
(コード：4401、東証第1部)
問合せ先 法務・広報部長 小八重 文哉
(TEL. 03-4455-2803)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月21日開催の取締役会において、2021年6月18日開催予定の第159回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、2021年5月13日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能・監督体制の強化を通じて、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、2021年6月18日開催予定の第159回定時株主総会の承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 天災地変や疫病の蔓延等の不測の事態の発生により、取締役会が必要と認めるときは、剰余金の配当等、会社法第459条第1項第2号乃至第4号に定める事項を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第33条（期末配当等）を新設し現行定款第36条（剰余金の配当の基準日）及び現行定款第37条（中間配当）を変更するものであります。
- (3) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できることとするべく、変更案第26条第1項の規定を新設するものであります。なお、変更案第26条第1項の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設及び削除に伴う条数の変更など、その他所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2021年6月18日（予定）
定款変更の効力発生日	2021年6月18日（予定）

以 上

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (定員) 第18条 当社は取締役 <u>15</u>名以内を置く。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任は、累積投票によらない。 (新設)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (定員) 第18条 当社は取締役 <u>18</u>名以内を置く。 <u>2. 前項に定める取締役のうち、監査等委員である取締役5名以内を置く。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>4. <u>監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の</u></p>

<p>(任期) 第20条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>時までとする。</u></p> <p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会) 第21条 取締役会は、取締役をもって構成する。</p> <p>2. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、会日より2日前に各取締役及び各監査役に対し発する。但し緊急の必要あるときは更に短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>4. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>5. 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>6. 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会規</p>	<p>(取締役会) 第21条 取締役会は、取締役をもって構成する。</p> <p>2. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、会日より2日前に各取締役に対し発する。但し緊急の必要あるときは更に短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>4. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>5. 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>6. 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会規</p>

<p>則で別に定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。</p> <p>(報酬等) 第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第 25 条 (新設)</p> <p>当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>則で別に定める。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第 22 条 当会社は会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(代表取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第 24 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。</p> <p>(報酬等) 第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 26 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度額において免除することができる。 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
---	--

<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(定員)</u></p>	(削除)
<p><u>第26条 当社は監査役5名以内を置く。</u></p>	(削除)
<p><u>(選任方法)</u> <u>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> <u>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会)</u> <u>第29条 監査役会は、監査役をもって構成する。</u> <u>2. 監査役会の招集通知は、会日より2日前に各監査役に対し発する。但し緊急の必要あるときは、更に短縮することができる。また、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>3. 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u> <u>4. 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会規則で別に定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第30条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第31条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

<p>(監査役との責任限定契約) <u>第 32 条 当社は監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会)</p>
	<p>第 27 条 監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。 <u>2. 監査等委員会の招集通知は、会日より 2 日前に各監査等委員に対し発する。但し緊急の必要あるときは更に短縮することができる。また、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>3. 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。</u> <u>4. 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規則で別に定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
	<p>第 28 条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>第 6 章 会計監査人 第 33 条～第 34 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 会計監査人 第 29 条～第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>第 7 章 計算 第 35 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計算 第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 (新設)</p>	<p>第 32 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p>
<p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができ</p>	<p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> <u>3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができ</u></p>

<p>る。</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 37 条 当社は取締役会の決議によつて、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払う義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払配当金には利息をつけない。</p>	<p>る。</p> <p>(期末配当等)</p> <p>第 33 条 当社は株主総会の決議によつて、期末配当をすることができる。</p> <p>2. 天災地変や疫病の蔓延等の不測の事態の発生により、取締役会が必要と認めるときは、当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項第 2 号乃至第 4 号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によつて定めることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 34 条 当社は取締役会の決議によつて、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払う義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払配当金には利息をつけない。</p>
---	---

以上